

## ○第3回農林業センサス研究会における論点と対応方向

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農林業経営体調査)	<p>1 調査方法について</p> <p>名簿整備の段階に限って郵送調査を導入する方法も考えられるので、引き続き検討課題とすべき。</p>	<p>農林業センサスを効率的に実施するためには、郵送調査により客体候補名簿を作成することも一つの方策として考えられることから、自計が可能な客体候補名簿の作成など、今後の課題として引き続き検討したい。</p>
	<p>2 調査項目について</p> <p><b>【2】世帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者について予定を含むのはいかなるものか。現状で就農している者に限るべきでは。</li> <li>・ 自営農業の従事日数については、調査対象者がイメージしやすいよう、日数に月数を併記すべき。</li> </ul> <p><b>【4】農業経営の雇用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯員については、雇用に含まない旨、注釈を付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでも予定を含むという定義で調査を行っていることから、調査結果の連続性を確保するためにも「後継者」の概念は変更しないこととする。</li> <li>・ なお、後継者を自営農業従事日数別に集計することで、現状での就農の有無についても区分可能である。</li> <li>・ 従事日数の区切りが、月数と整合しないため、日数のみの表示としたい。</li> <li>・ その旨を注釈で付すよう対応する。</li> </ul>

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農林業経営体調査) (つづき)	2 調査項目について(つづき) <b>【6】販売を目的とした農産物の生産</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「花き」については、「花き」として一括で把握するのではなく、その中身を「切り花類」、「鉢もの類」等それぞれに把握すべき。</li> <li>期間借地は経営耕地(【5】土地)には含まず、生産した農作物の面積には含むため、誤解を生じないように注釈を付すべき。</li> <li>栽培きのこは中山間における経営において重要な品目であり経済的な規模も少なくないため、農産物の生産状況として把握すべき。</li> <li>近年、生産を大きく伸ばしている、飼料用米などの新規需要米について、個別に面積を把握すべきでは。また、どの欄に計上すべきか分かりやすくすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「花き」については、2010年センサスと同様に、「切り花類」、「鉢もの類」、「球根類」、「花壇用苗もの類」としての栽培の有無を把握する。</li> <li>期間借地の形態による土地利用が少ない地域においては、逆に混乱を招く恐れがあるため、調査票上に注釈は付さずに、調査票の記入の仕方において丁寧に説明することで、誤解を生じないように対応する。</li> <li>特用林産物生産統計調査において都道府県別に詳細な結果が公表されており、必要に応じて名寄せにより事例的な分析は可能であることから、個別品目としての把握は行わないが、「その他」を細分して、生産者数の多い「きのこの栽培」を新たに選択肢として加えるよう対応したい。            注：農業生産の状況を把握する【6】において、その他の農業経営を把握する項目(【6】の7)については、試行調査においても何が該当するのかが分かりづらく、無回答の多かった項目である。</li> <li>すべてではないが経営所得安定対策の申請情報との名寄せによる分析で把握が可能なため、調査項目としての設定は行わない。なお、新規需要米のうち太宗を占める飼料用米やWCS用稲については、【5】土地においてどの項目に計上すべきか注釈を付す。</li> </ul>

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農林業経営体調査) (つづき)	<p>2 調査項目について(つづき)</p> <p><b>【12】林業作業</b> 今回追加した森林経営の受委託に関する項目については、分収造林等の山林の賃借と紛れることのないように文言を工夫すべき。</p> <p><b>【18】都道府県設定項目</b> 要望する市町村については、都道府県と同様に5項目設定できるよう検討すべき。</p>	<p>森林経営の受委託にかかる項目の設問文に、「期間を定めて」と文言を追加するとともに、<b>【5】</b>の土地の注釈にもその旨を付すこととする。</p> <p>当該項目は、都道府県が行政上の必要性を踏まえ設定する項目であり、一部の市町村が都道府県と異なる設問を設定した場合、当該結果は都道府県としての計とはならないことから、当該項目の設定にあたっては、都道府県内の各市町村の要望を踏まえた上で設定を行うよう促していきたい。</p>
(農山村地域調査)	<p>調査項目について (農業集落用)</p> <p><b>【3】</b>の4 活性化のための活動状況 調査対象者に理解されるよう「6次産業化」という言葉の説明は丁寧に行うべき。</p>	<p>調査票に添付する記入の仕方において、丁寧に説明する。</p>